

平成26年10月23日

建設・解体工事に携わる皆様へ

建設・解体工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任について（依頼）

日頃より、東京都が推進する廃棄物行政にご理解・ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第21条の3第1項の規定を遵守せず、発注者から請け負った土木建築に関する工事（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。以下「建設工事」という。）のうち、解体工事及び解体工事に伴い生ずる廃棄物の処理を一括して廃棄物処理法に基づく委託基準に違反し、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業許可を受けていない下請負人に行わせた結果、都内で不法投棄が行われ、下請負人が受託禁止違反で元請業者も排出事業者責任を問われ委託基準違反で検挙される事案が発生した旨の情報提供が警視庁からありました。

皆様におかれましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第34号。）において、建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任を明確化するための措置が講じられた経緯を踏まえ、元請業者は、発注者から請け負った建設工事（下請負人に行わせるものを含む。）に伴い生ずる廃棄物の処理について事業者として自ら適正に処理を行い、又は廃棄物処理法に基づく委託基準に則って適正に処理を委託しなければならないことについて、改めて、ご留意していただきますようお願いいたします。

なお、参考として、平成23年2月4日付環廃対第110204004号・環廃産第110204001号により環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長から各都道府県・各政令市廃棄物主管部（局）長あて通知された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（通知）」の抜粋を添付します。

【問合せ先】

東京都環境局資源循環推進部
産業廃棄物対策課不法投棄対策係
電話 03-5388-3446

廃棄物処理法違反による事案概要

元 請 業 者

発注者から解体工事及び新築工事を受託

委託基準違反

解体工事及び新築工事のうち
解体工事と廃棄物処理を
一括して依頼

一 次 下 請

産業廃棄物処理業許可 収集運搬業・処分業なし

受託禁止違反

受託した
解体工事と廃棄物処理を
一括して依頼

二 次 下 請

産業廃棄物処理業許可 収集運搬業・処分業なし

受託禁止違反

不法投棄
捜査中

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（通知）

【抜粋】

第十七 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任を明確化するための措置

1 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理の責任

土木建築に関する工事（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。以下「建設工事」という。）が数次の請負によって行われる場合には、当該建設工事に伴い生ずる廃棄物について実際に排出した事業者を特定することは困難な場合もあり、その処理責任の所在が曖昧になりやすいという構造にある。

このため、都道府県知事が行政処分を行う相手方が不明確となり、このような廃棄物の適正処理を確保するための措置を適切に執行することができないという問題が生じており、これが、今なお多く発生している建設工事に伴い生ずる廃棄物の不法投棄や不適正処理の一つの要因となっている。

そこで、廃棄物処理に係る適正かつ効率的な行政運営により建設工事に伴い生ずる廃棄物の適正処理を確保し、ひいては生活環境の保全に資するため、建設工事に伴い生ずる廃棄物については、元請業者が、事業者として当該工事から生ずる廃棄物全体について処理責任を負うこととし、当該廃棄物の処理についての法の規定のうち、排出事業者に係る規定の適用については、元請業者を事業者とすることとした（法第21条の3第1項）。

これにより、元請業者は、発注者から請け負った建設工事（下請負人に行わせるものを含む。）に伴い生ずる廃棄物の処理について事業者として自ら適正に処理を行い、又は委託基準に則って適正に処理を委託しなければならないこととなる。

また、下請負人は廃棄物処理業の許可及び元請業者からの処理委託がなければ廃棄物の運搬又は処分を行うことはできないこととなる。